

日バス協労安第 293 号
令和 6 年 9 月 12 日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎
安全輸送委員長 長尾 真

令和 6 年『飲酒運転防止週間』の実施について

平素より当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、飲酒運転の防止については、日本バス協会が策定した「飲酒運転防止対策マニュアル」(別添)等を活用して、バス業界を挙げてその防止に努めているところであります。

つきましては、飲酒運転を根絶するため、標記週間を下記のとおり実施することといたしますので、会員事業者にご周知方お願いいたします。

なお、本週間の実施につきましては、下記実施内容を踏まえ、地域の実情に応じて具体的計画を立てて実施されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 都道府県バス協会による飲酒運転防止週間の設定

原則として、9月21日(土)～30日(月)の「秋の全国交通安全運動」期間に設定する。

2. 実施内容

(1) 各都道府県バス協会

- ① 「飲酒運転防止対策マニュアル」を徹底するため、傘下会員事業者に対し、(2)の各事項を行うよう働き掛ける。
- ② 昨年9月以降に飲酒に係る不適切な事案が発生した都道府県にあつては、運行管理部門責任者集会を開催する等、協会独自の取組みを実施する。

(2) 各バス事業者

- ① 「飲酒運転防止対策マニュアル」の実施状況を再点検するとともに、社内の飲酒運転防止委員会、研究会等を開催する。
- ② 経営責任者等が自ら現場に赴き、運行管理者を直接指導し、点呼の状況を把握する。
- ③ 運転者の家族に対し、飲酒運転防止のために必要な協力を要請する。

担当：労務・安全部(泉・池田)
電話：03-3216-4015